#### 障害児通所支援事業に関する人員及び設備基準一覧表 (R3.4.1~※)

(※令和3年4月1日より、障害福祉サービス経験者については配置基準人員として算定不可となりました。 また、そのほか、下表下線部のとおり変更となっていますのでご留意ください。)

※常に次に掲げる人員及び設備基準を遵守し、適正に運営してください。

#### 1 児童発達支援の人員基準及び設備基準 放課後等デイサービスの人員基準及び設備基準

		F / 1 / L	ハッハ貝坐十次い以帰坐十			
		主と	こして重症心身障害児以外を通わせる場合	主として重症心身障害児 を通わせる場合		
		人員配置基準上	①1人以上は常勤 ②単位ごとにサービス提供時間を通じて、児童	嘱託医	1人以上	
			指導員、保育士の合計数が次の区分に応じて <u>それぞれに定める数以上</u> ○障害児の数が 10 人まで: 2 人以上	看護職員	1人以上	
			○10 人を超えるもの: 2 人に、障害児の数が 10 を超えて5 又はその端数を増すごと に1を加えて得た数以上	児童指導員 又は保育士	1人以上	
人員基準	従業員		※機能訓練担当職員をサービス提供時間を通じて専従で配置している場合は、上記の合計数に含めることは可 ※医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員の配置が必要(※1、※2)	機能訓練 1人以上 担当職員		
		上記以外	指導員等			
		児童発達 支援管理 責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)	児童発達 支援管理	1人以上	
		機能訓練 担当職員	機能訓練を行う場合(必要に応じて配置)	責任者		
	管理 者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務との兼務可)				
○指導訓練室(訓練に必要な機械器具等を備えること) ○他に、相談室、事務室、手洗い設備、トイレ 等が必要 ○専ら当該児童発達支援又は放課後等デイサービスの事業の用に供すること(支援に支障がない場合は共用可)  (※1) 医療機関等との連携により 看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ 医療的ケアを					と(支援に支	

- (※1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを 行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる。
- (※2) 看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に、児童指導員又は保育士の合計数に含められる。ただし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

# 2 児童発達支援センターの人員基準及び設備基準

	従業者	嘱託医	1人以上		-	_
		児童指導員 及び保育士	<ul><li>○単位ごとに総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上</li><li>○児童指導員:1人以上</li><li>○保育士:1人以上</li></ul>		機能訓練担当職員の数を総数に含めることができる	
		栄養士	1人以上		障害児の数が40人以下の場合 は置かないことができる	
		調理員	1人以上		調理業務の全部を委託する場 合は置かないことができる	
人		児童発達支援管理 責任者	1人以上		_	
人員基準		機能訓練担当職員	機能訓練を (必要に応	じて配置)	児童指導員及でに含めることが	び保育士の総数 ぶできる
7		主として難聴児を 通わせる場合	士 /	指定児童発達支援の単位ごとに4人以上 機能訓練を行う場合 (必要に応じて配置)	児童指導員及び に含めることが	び保育士の総数 ができる
		主として重症心身 障害児を通わせる 場合	看護師 機能訓練 担当職員	1 人以上 1 人以上(必置)	児童指導員及び に含めることが	び保育士の総数
	管理 者	原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの (支障がない場合は他の職務と兼務可)				
		指導訓練室	○障害児1	おむね 10 人 人当たりの床面積 : 2. 47 聴児又は重症心身障害児を迫	-	
		遊戲室	障害児1人当たりの床面積:1.65 m ※主として難聴児又は重症心身障害児を迫く		-	主として重症心 身障害児を通わ せる場合は設け ないことができ
⇒几/2	生甘※	屋外遊戲場	事業所付近にある屋外遊戯場に代わる~		べき場所を含む	る(支援に支障
司文化	<b>請基準</b>	医務室・相談室 調理室・便所	ー がない場合)			
		静養室	主として知的障害のある児童を通わせる場合			
		聴力検査室	主として難聴児を通わせる場合			
		その他	○児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等 ○専ら当該児童発達支援センターの事業の用に供すること(支援に 支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可)			

### 3 医療型児童発達支援の人員基準及び設備基準

_							
			診療所に必要とされる従業者	医療法に規定する	必要数		
		従業者	児童指導員	1人以上			
			保育士	1人以上			
			看護職員	1人以上			
	占		理学療法士又は作業療法士	1人以上			
	人員基準		児童発達支援管理責任者	1人以上			
	準		機能訓練担当職員	言語訓練等を行う	場合(必要に応じて配置)		
		管理者	・医師であること				
			・原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの				
			(支障がない場合は他の職務と兼務可)				
			医療法に規定する診療所に必要	とされる設備			
1	設備基準		指導訓練室		専ら当該医療型児童発達支援 の事業の用に供すること(支援 に支障がない場合は※印を除 き他の社会福祉施設との兼用 可)		
			屋外訓練場				
			相談室				
			調理室				
			浴室及び便所には手すり等身体の機能の不自由を助ける設備				
			階段の傾斜は緩やかにする				

# 4 保育所等訪問支援の人員基準及び設備基準 居宅訪問型児童発達支援の人員基準及び設備基準

人員基準	従業者	訪問支援員 ※居宅訪問型児童発達支援の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後、又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務に3年以上従事した者		訪問支援を行うために必要な 数	
		児童発達支援管理責任者		1人以上 (専ら当該事業所の職務に従事する者を1人以上)	
	管理者		、て専ら当該事業所の管理業 )及び②を併せて兼ねる場合		
		専用区画	専用の事務室	専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない	
⇒□ん	備基準	<b>公</b> 興	受付、相談等のスペース	利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保	
月又 [	州 坐 午	その他	び備品 〇手指を洗浄するための記	受備等、感染症 支援又は居宅討	登達支援の提供に必要な設備及 予防に必要な設備等に配慮 問型児童発達支援の事業の用に 共用可)